

介護技術習得度合の評価方法

カリキュラム22 総合生活支援技術演習の時間において、介護技術の習得度評価を実施します。

「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次のカリキュラムについて、総合的な技術習得度の評価を行います。

- 14 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- 15 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- 16 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- 17 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- 18 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- 19 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護

(評価基準)

評価は、高齢（要支援2程度・認知症・片麻痺・座位保持不可）から2事例について各10項目の習得度評価を実施します。

その結果2事例ともAおよびBを一定レベルを超えているものとします。Cの項目は補講を実施し、再度習得度評価を行います。

(介護技術習得度合の評価区分)

- A：基本的な介護（介助）が的確にできる・・・「できている」
- B：基本的な介護（介助）が概ねできる・・・「概ねできている」
- C：技術が不十分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「できていない」

(補講料)

個別対応補講：1科目につき3,300円（消費税込み）

但し、個別対応補講は5科目まで無料とします。